



箕面市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した令和3年度定期監査（各部局に対する定期監査）の結果について、同条第9項の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月28日

箕面市監査委員 瀧 洋二郎
同 中井博幸



令和 3 年 度
(2021 年 度)

定 期 監 査 報 告 書

(各 部 局 に 対 す る 定 期 監 査)

箕面市監査委員

定期監査

1 基準準拠等

この報告は、箕面市監査基準に準拠している。また、同基準に基づく箕面市監査計画のうち定期監査監査計画及び令和3年度年間監査計画に則って監査を実施した。

2 監査の種類

財務監査（地方自治法第199条第1項）及び行政監査（同条第2項）（箕面市監査基準第6条第2項の規定により併せて行う）。ただし、定期監査監査計画の監査の対象に記載する施設監査及び工事監査を除く。

3 監査の対象

- (1) 市政統括 政策推進室
- (2) 総務部 総務課、契約検査室
- (3) 人権文化部 生涯学習・市民活動室
- (4) 市民部 市民サービス政策室
- (5) 地域創造部 地域活性化室
- (6) 健康福祉部 生活援護室、保健スポーツ室
- (7) みどりまちづくり部 まちづくり政策室、公園緑地室、道路整備室、道路管理室、広域公園みどり課、広域風致緑政課、広域まちづくり課
- (8) 消防本部 通信指令室
- (9) 上下水道局 水道工務室
- (10) 市立病院 医療事務室
- (11) 教育委員会事務局子ども未来創造局
教育政策室、青少年育成室、学校教育室、子育て支援室、生涯学習・市民活動室、保健スポーツ室、広域子育て支援課

※ 全部局室（課）等を対象として、リスクの内容及び程度、過去の監査の結果、その措置状況、監査資源等を勘案し、上記の室（課）等を抽出した。

4 監査の日程及び実施場所

令和3年10月1日から令和4年2月14日まで

市役所別館6階第3会議室等（新型コロナウイルス感染症対策（以下「コロナ対策」という。）のため、本監査4回のうち2月14日執行分はzoomを使用した。）

5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める監査等の着眼点に準ずる。

6 監査の主な実施内容

本市の事務業務が法令及び例規に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げられるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼とした。

監査の品質管理の向上及びリスク管理の観点から、契約関連事務、補助金・交付金等の交付事務、切手受払簿等の出納簿及び指定管理関連事務を必須項目とし、加えて各所管事業の中からリスクの重要度及び市民の関心度の高い事業を選択項目として抽出し、関係する書類を提出させて確認するとともに、コロナ対策を踏まえて安全性の確保にも留意し、対象部局に対して質問し、説明を求め、適法性、経済性、効率性、有効性、妥当性等を見極めることとした。

予備監査の結果を踏まえ、令和3年12月22日、12月27日、令和4年1月18日、2月14日に対象部局からの説明と監査委員との質疑応答の機会を設け、対象部局の長等から弁明、見解等を聴取した。

7 監査の結果

昨年度に引き続き、コロナ対策の影響によりイレギュラーな事務執行が多くの部署で見受けられた。

予算の執行その他財務に関する事務は、おおむね適正に執行されていたが、監査対象の必須項目とした契約関連事務、補助金・交付金等の交付事務、切手受払簿等の出納簿及び指定管理関連事務を中心に、依然として事務処理上の軽易なミスが散見され、また、後述するように、是正、検討を要するものも見受けられた。

今年度の監査で各部局全般的に共通する事項については、次のとおりである。

① ルールに沿った事務処理

契約関連事務に関しては契約事務手続要綱、随意契約ガイドライン、長期継続契約に係る入札・契約関係事務取扱指針など、補助金・交付金等の交付事務に関しては補助金交付規則、補助金交付要綱、社会福祉法の関係条項など、指定管理関連事務に関しては条例、条例施行規則や協定書など、これら以外にも文書事務に関しては文書取扱規程など、それぞれ所定のルールに沿って事務を処理するよう徹底されたい。現状に合致しておらず所定のルールに沿うことが合理的でない場合など、所定のルール自身に改善すべき点がある場合は、適宜見直しを検討されたい。

② 切手類の取扱い

郵便切手及びレターパック類（この②において「切手類」という。）については、対象部局室において独自の出納簿を備えて記帳し、年度末に残った切手類を翌年

度に繰り越して使用しているが、その繰り越した切手類の多寡が様々であり、中には少額とはいえないケースもあった。切手類は、現金と同様に適正な管理が必要とされるものであるから、保管場所、出納簿の様式、出納方法、確認方法などのルールを定めるとともに、予算が事業別に組まれていることを踏まえ、多額の繰越が発生した場合に備えて部署間の貸借や譲渡も視野に入れ、全庁的な管理方法の確立を図り、リスクの軽減に努められたい。

③ 任意団体の事務執行

市・市教育委員会が別の団体や機関とともに規約等に基づいて実行委員会の名前を冠した任意団体を結成し、大会などの事務を行っているケースが複数の対象部局で見受けられた。任意団体は市とは別の団体であることに留意し、市の職員が当該事務に従事する場合は、あらかじめ定められた分掌事務又は職務命令に基づく職務の範囲内であることを明らかにするとともに、決裁ラインや保管文書は任意団体のものとして取り扱い、市とは明確に区分されたい。

④ 提出書類の訂正等

補助金・交付金等の交付事務において、市に提出された申請書等の書類の記載不備については、提出者に訂正させたことがわかるようにするなど、提出書類の整理も含め、適切に対応されたい。

⑤ 契約書ひな形の加工

契約書作成の際にひな形を使用するに当たっては、条項の適用除外や一部削除など、合意した内容が契約条項に過不足なく反映されるよう適切に加工されたい。

⑥ 契約等の内容の履行

契約の締結後、指定管理の開始後、補助金等の手続開始後は、再度契約等の内容を確認のうえ、提出物の遵守など適切に履行されているか注意されたい。

⑦ 備品の確認及び処理

備品については、備品台帳の記載と現物に不整合が見受けられたので、使用の予定の有無を含めて現状を今一度確認の上、必要に応じて廃棄及び売却の処理を行い、適正な管理を図られたい。

以上を総論とし、以下、部局室（課）ごとに言及する。

(1) 市政統括

① 政策推進室

市政の総合推進と特命による重要施策の推進に関し、市長・副市長と事業担当

部局とを調整し、政策決定会議及び政策調整会議のほか、理事者協議の開催を担当している。引き続き、効率的な協議の実施に努められたい。

(2) 総務部

① 総務課

指定管理者から変更届出を要する重要事項について、条例及び条例施行規則と協定書の条項が一致していないことが近年の監査で散見されている。全般的な指定管理者制度の所管として、当該届出事項の必要性を考慮した上で関係規定の整備の方向性を検討し、条例及び条例施行規則と協定書との齟齬が解消されるよう、指定管理施設所管の各部署に対して指導、支援、周知等に努められたい。

令和2年度の国勢調査については、全国的に調査員がなり手不足であることにコロナ禍も加わり、調査員の確保など困難な面が様々に見受けられたので、次回に向けて効果的な人員確保の手法を検討し、市職員の従事手続に留意し、適切に引き継ぎされたい。

② 契約検査室

不要になったエクスパックを郵便切手に交換し毎年度繰り越して利用していることについては、計画的な事務執行と制度切替時の対応に留意されたい。また、総論で指摘した「切手類の取扱い」で指摘したとおりなので、引き続き、改善の取組を進めるとともに、新たな方針が出た場合はそれを踏まえ、適切な管理に努められたい。

契約事務に関する庁内各部署に対する指導については、契約事務全般の手続に加え、令和2年度と令和3年度には、物品購入契約等における障害者優先調達及び市内業者への配慮について庁内通知により周知を図っている。今後も引き続き、契約事務についての周知・指導に努められたい。

(3) 人権文化部

① 生涯学習・市民活動室

文化芸能劇場については、PFI箕面船場まちづくり株式会社が指定管理者になり、令和3年8月にオープンした。箕面船場阪大前駅の開業が令和5年度に見直しされたため、新駅開業までの間は、市が指定管理料を支払うとともに、グリーンホールと同等の利用料金で劇場が利用できるように市民又は市内所在の団体の利用に対して市民文化芸能振興交付金を交付し、利用促進に努めている。オープニングイベントの追加実施の際に同交付金から予算を流用しているが、計画変更の合理的な説明ができるよう今後も留意されたい。

市民活動センターについては、指定管理業務として指定管理者にみのお市民活動支援金の交付を行わせるなど、協定書等に基づき概ね適切に指定管理者に対応しているが、指定管理者から変更届出を要する重要事項については、条例及び条

例施行規則と協定書の条項が一致していないので、指定管理者と協議の上で見直しされたい。

(4) 市民部

① 市民サービス政策室

コミュニティ振興費補助金については代理受領を認めているが、申請者が作成した工事業者への委任状に代理受領の明記が必要と考えられるため、今後、現行の委任状の委任内容に追記するよう指導するなど、改善に努められたい。

コミュニティセンターの指定管理者である各校区のコミュニティセンター管理運営委員会は、他の業務を市から受託し、公益性のある補助事業を行うなど、地域において様々な活動を行っており、担当部署では管理運営委員会に対して、指導等に加えて積極的に事務上の援助を行っている。今後も、管理運営委員会の過度な負担の軽減を図って持続可能な運営にするとともに、利用者のサービスを向上させることに努められたい。

(5) 地域創造部

① 地域活性化室

財産区公共事業補助金については、補助金交付規則に則って手続されているが、実質的には補助事業の完了時に補助金の申請が行われているため、同規則の特例制度の適用など、合理的な手続となるよう検討されたい。

大阪大学箕面キャンパス跡地の管理については、市に経済的負担が生じるため、跡地を利活用する事業者の早期公募に引き続き努めるとともに、議会をはじめ市民に将来ビジョンを説明のうえ周辺住民に配慮して丁寧に進めるよう要望する。

(6) 健康福祉部

① 生活援護室

生活困窮者に対する自立支援については、コロナ禍のなか、国において新たな支援金の支給制度が設けられるなど支援制度が拡充され、支援の要件の一部緩和に伴い相談数が増加しており、適切な支援を行うことができるよう対応している。

生活保護のケースワーカーについては、国の標準数を下回っているが、査察指導員の増員、医療扶助相談・指導員を配置するなどの対策を講じている。今後も被保護者への支援の充実に努められたい。

② 保健スポーツ室

実行委員会形式の任意団体の事務については、総論に記載した「任意団体の事務執行」で指摘したとおりである。

健康長寿プロジェクトの推進については、コロナ禍で人の集まることが難しいなか、他団体のマスコットキャラクターとコラボした缶バッジを作成し、ラジオ

体操参加者等に配布する取組により、ラジオ体操の実施場所の増加に繋がっている。リスク回避のため、マスコットキャラクターの使用許可については、相手方の意向に配慮した上で、可能な限り文書で許可を得るよう努められたい。

(7) みどりまちづくり部

① まちづくり政策室、広域まちづくり課

民泊については、観光振興などの効果が期待される一方で既設の自治体では騒音や不正なごみ出し等の問題が生じていることを踏まえ、本市では条例に基づいて住宅地を居住環境保全地区に指定して民泊の立地制限を行っており、条例施行からこれまでの2年間で民泊の届出事例はない。今後、大阪万国博覧会の開催や新型コロナウイルス感染症の収束を機にした民泊の動向に留意し、引き続き、良好な住環境の確保に努められたい。

② 公園緑地室、広域公園みどり課、広域風致緑政課

公園施設等の修繕や委託業務の随意契約については、適正な価格競争を確保した上で、あえて分割したと受け取られないよう留意されたい。

自主管理交付金については、前回の定期監査後に要綱改正等が行われて改善されていた。引き続き、要綱に則った適正な交付事務とともに、自主管理団体の負担軽減にも努められたい。

公園の管理については、箕面市公園施設長寿命化計画を策定し、国費を活用して順次リニューアルを行っている。バリアフリー化等により、より一層幅広い世代の憩いの場となるよう、リニューアルの加速化を含め、計画的な実施に努められたい。

広域風致緑政課の事務を公園緑地室で一部行っているように見受けられたので、広域処理に関する規約や負担金等のルールを踏まえ、事務の区分を再度確認されたい。

③ 道路整備室

箕面駅前広場整備工事及び大日橋園地整備工事について、補正予算を組むことなく既存の道路安全対策事業の予算で執行されているが、本件は主として観光振興のための公益性のある臨時的な工事であるようにも解されるので、予算執行としては疑義があり、同事業で執行予定だった他の工事への影響も懸念される。行政課題に対応する際に迅速性と計画性の両立を図る必要があることを踏まえ、事業別予算を組んで議会に提案して議決を得ていることに改めて留意し、今後も適切な手続をとるよう図られたい。

工事の再請負については、一括下請けとならないよう、今後も引き続き、再請負の通知が提出された際に元請業者の実質的関与の有無について確認の上、適切な執行に努められたい。

④ 道路管理室

自主管理交付金については、公園緑地室と同様である。

私有道路整備事業補助金交付要綱については、補助金交付規則との不整合などの前回の定期監査における指摘事項が反映されていないように見受けられたので、早急に改められたい。

放置自転車対策については、行政処分である放置自転車の撤去に際し委託業者からのメールと写真により市職員が確認した上で撤去作業が行われており、前回の定期監査の時から改善されていた。

(8) 消防本部

① 通信指令室

消防通信指令については、5市2町（豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市・豊能町・能勢町）で令和6年4月から共同運用する取組が進められており、共同消防指令センターの設置を目指している。指令センター設置後は市域を越えた広域的な対応が可能となり、相互応援体制の迅速化を図ることができるなどの運用面の強化のほか、財政面でも一定の効果が期待できる。それまでの間、現行の通信指令装置を使用し、引き続き円滑な通信指令事務に努められたい。

(9) 上下水道局

① 水道工務室

令和3年10月に和歌山市で起こった水管橋の崩落を機に、本市の水管橋を監査で取り上げたところ、万が一崩落して断水したとしても、複線化により他の管路でバックアップができるようになっていることがわかった。今後、南海トラフ地震などの大規模な自然災害に備え、水道管の更新・耐震化については、管路経年化率や更新率を踏まえつつ、引き続き「箕面上下水道施設整備基本・実施計画」に基づき着実に更新・耐震化を進められたい。

(10) 市立病院

① 医療事務室

契約事務については、現行の委託見積要項ではメールでの見積徴収が可能となる規定が見受けられないので、メールによる見積を想定した内容となるよう、要項改正を検討されたい。

診療費の還付事務については、リスク軽減のため複数の職員が関与するよう請求書の様式を変更して対策を講じている。現金を取り扱う業務にはリスクが伴うことに留意し、引き続き、還付金の準備額を減少させる取組に努められたい。

(11) 教育委員会事務局子ども未来創造局

① 教育政策室

校区については令和2年6月に全市的に見直しされたが、新病院の建設と運営に係る方針が決定され次第、市立病院跡地に建設される学校の校種が再検討され、その結果に応じて校区が再度見直しされる可能性がある。今後も、校種及び校区に関する情報の発信に努め、議会を含めた決定までのプロセスに留意されたい。

窓口等業務委託については、教育委員会事務局に求められる多様な課題の解決に職員が注力できるようにするため、一定のボリュームのある定型的な内部事務である修学関連事務と学童保育関連事務を委託しており、今後も委託業務の拡大を図っている。引き続き、業務の効率化に取り組まされたい。

② 青少年育成室

青少年教学の森野外活動センターについては、新たな指定管理者が決定し、その提案により幅広い世代や多様なニーズに対応できる施設として令和4年夏に一部が先行リニューアルオープンし、令和5年度春にグランドオープンが予定されている。引き続き、民間事業者のノウハウを活用し、多くの市民に利用され、魅力ある施設となるよう、リニューアルオープンに向けて取り組まされたい。

こども会活動については、コロナ禍において活動が制限される等困難な状況であるが、こども会育成協議会の解散に伴い、各種相談窓口や交付金の交付など市が直接支援している。今後も、こども会に入会しているメリットが感じられるような行事の実施に向けて助力されたい。

箕面市青少年吹奏楽団に対する市の支援については、前回監査時から一定の整理がなされ改善している。今後も引き続き適切な事務執行に努められたい。

③ 学校教育室

教育活動充実事業費交付金については、前回の定期監査時から要綱や運用ルールを改めるとともに指導に努めたことにより改善されたものの、依然としてルールと合致しないのではないかと思われるケースが見受けられた。今後も引き続き、学校への説明方法や学校内の周知方法についても検討されたい。また、当該交付金で購入している消耗品については、契約検査室からの物品等購入時の障害者優先調達等の通知に基づき購入することを促されたい。

契約事務においては、コロナ禍における緊急購入を要する場合においても、その緊急性が正当なのか、事務手続に疑義を生じさせないように努められたい。

④ 子育て支援室、広域子育て支援課

子どもの貧困対策については、「子どもの貧困」を「家庭の貧困」と捉え、貧困の連鎖を断ち切るため、関係機関と連携し、先進的な取組を進めている。

ファミリーサポートセンター事業の委託において、契約書と仕様書等の関係書類間で委託料の支払方法などの事項の整合性がとれていなかったため、今後は、

運用実態を踏まえて、契約書、仕様書等の条項の見直しを検討されたい。

コロナ禍における子育て支援については、出張子育てひろばでは人数制限や電話予約を行い、子育て支援センターにおける外遊びのプログラムでは実施回数を増やすことで他の親子と繋がりを持つ機会の提供に努めている。今後も、子育てしやすい環境の確保に努められたい。

⑤ 生涯学習・市民活動室

生涯学習センターの管理に関し、指定管理者から変更届出を要する重要事項については、条例及び条例施行規則で定められているが、協定書の条項がそれらと一致していないので、指定管理者と協議のうえで見直しされたい。

学校施設管理室が所管する学校施設開放事業に関しては、他の施設とは異なり箕面市公共施設予約システム利用者登録手続等に関する規則に基づく方法では運用せずに公共施設予約システムを利用しているとのことであるが、利用の例外を認める規定が見受けられないので、同規則の改正を再度検討されたい。

⑥ 保健スポーツ室

実行委員会形式の任意団体の事務については、総論に記載した「任意団体の事務執行」で指摘したとおりである。

総合運動場については、「箕面市スポーツ施設マネジメント計画」により施設の改修・修繕や用具・備品の更新の時期等のルールを定めた上で、更新対象の損傷具合等を確認し、箕面市体育連盟と協働して更新を決定している。引き続き、利用者が気持ちよく安全にプレーできる環境の整備に努められたい。

8 監査執行者

監査委員 瀧 洋 二 郎

監査委員 中 井 博 幸